

平成 22 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 平成 22 年 4 月 14 日 (水) 14 時 30 分 ~ 16 時 15 分

場 所 岸記念体育会館 理事・監事室

出席者 坂本本部長、住谷副本部長
霜觸、佐藤(真)、藤沼、岡村、吉田、池ノ内、吉長、藤澤、武田、
野田(正)、平井、佐藤(高)、長尾、山崎の各常任委員
<委 任> 佐藤(玉)、宇津木の各副本部長
菅原、原、富田、大山の各常任委員
- 委員総数 22 名、うち出席 22 名(含委任 6 名)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
<事務局> 川島次長、廣崎部長、伊藤課長代理、他青少年スポーツ部少年団課員

議事に先立ち、坂本本部長より新年度にあたっての挨拶があり、その後、本部長を議長として、議事に入った。

<報告事項>

1. 平成 22 年度日本体育協会事務局機構および職員の配置について

事務局より資料に基づき、平成 22 年度日本体育協会事務局機構および職員配置について報告。

2. 平成 21 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会および第 2 回日本スポーツ少年団委員総会の議事録について

議長より資料に基づき報告。これを了承。

3. 第 32 回全国スポーツ少年団剣道交流大会および第 7 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の終了について

事務局より資料に基づき、去る 3 月 27 日 ~ 29 日に徳島県鳴門市で開催した全国剣道交流大会、3 月 26 日 ~ 29 日に広島県広島市で開催した全国バレーボール交流大会について、両大会とも開催県スポ - ツ少年団ならびに競技団体など関係団体の協力のもと無事終了した旨報告。

4. 第 37 回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)団長団の決定および派遣団員の内定について

事務局より資料に基づき、坂本本部長に一任されていた日本団の団長団とグループ編成について、武田敏郎日本スポーツ少年団常任委員を団長とした団長団 3 名の

決定および派遣団員・指導者 77 名の内定について報告。

埼玉県より指導者 1 名、団員 2 名が推薦予定であり、北海道、関東、中国グループについてはそれぞれ指導者 1 名を選定中である旨併せて報告。

なお、推薦予定者等も含め、現段階での欠員 39 名の補充については引き続き調整を行うこと、指導者については 5 月 1 日から 4 日間、団員については 5 月 2 日から 3 日間、東京・国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催する最終選考を兼ねた事前研修会を経て正式決定されること、また日本団の公式服装については、団長に一任願う旨説明。以上、いずれも了承。

5. 2010 年日中青少年スポーツ団員交流（派遣）団長等の決定について

事務局より資料に基づき、坂本本部長と佐藤活動開発部会長に一任されていた日本団の団長団の人選について、霜觸寛北海道スポーツ少年団本部長を団長とした団長団 3 名が決定し、通訳 2 名については現在調整中の旨説明。

指導者・団員 35 名については、昨年中国団を受け入れた北海道を中心に北海道・東北ブロック 7 道県へ募集通知を発信しており、今後書類による第 1 次選考を行うことから、引き続き佐藤活動開発部会長と坂本本部長に内定行為を一任願う旨説明。

また、日本団は、5 月末に北海道で開催される事前研修会を経て正式決定される旨併せて説明。以上、いずれも了承。

6. 平成 21 年度日本スポーツ少年団顕彰事業の終了について

事務局より資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 3 項により、17 県 28 名の退任指導者に対し、各県スポーツ少年団を通じ感謝状を贈呈したこと、また、これにより平成 21 年度顕彰事業の全てを終了した旨報告。これを了承。

7. ブロック報告

特に無し。

8. その他

事務局より、以下の 2 点について報告。

2009 年度ミズノスポーツメントール賞について

2009 年度ミズノスポーツメントール賞について、去る 3 月 5 日に受賞者が決定され、スポーツ少年団関係者としては、山梨県スポーツ少年団副本部長の若尾重廣氏、兵庫県尼崎市城内空手道スポーツ少年団の山田治義氏、熊本県スポーツ少年団副本部長の甲斐逸郎氏がメントール賞を受賞され、表彰式は来たる 4 月 21 日にグランドプリンスホテル新高輪にて執り行われる旨報告。

第 33 回全国スポーツ少年団剣道交流大会の日程変更について

事務局より、第 33 回全国スポーツ少年団剣道交流大会の日程について、参加者の春休みの状況等を鑑み、兵庫県スポーツ少年団からの申し出を受け、当初予定の

3月25日(金)～27日(日)までの3日間を3月26日(土)～28日(月)に変更する旨報告。

以上、2点を了承。

<議案>

1. 第48回全国スポーツ少年大会の開催について

事務局より、7月31日から8月3日の4日間、「国立三瓶青少年交流の家(島根県)」を主会場に開催する第48回全国スポーツ少年大会の開催について、資料に基づき説明。

本委員会にて開催の承認を得た後、来る4月22日に松江市で開催の実行委員会において最終的な確認を行った上で、各都道府県に開催通知を発信したい旨を諮り、これを承認。

また、最終的な調整については、実行委員会へ出席する佐藤副本部長に一任願いたい旨を併せて諮り、これを承認。

2. 第32回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催について

事務局より、本年8月6日から9日の4日間、北海道札幌市にて開催する全国スポーツ少年団軟式野球交流大会について、資料に基づき説明。

本委員会にて開催について承認を得た後、来る4月30日に札幌市で開催の実行委員会において最終的な確認を行った上で、各都道府県に開催通知を発信したい旨を諮り、これを承認。

また、最終的な承認については、実行委員会へ出席する住谷副本部長に一任願いたい旨を併せて諮り、これを承認。

3. 2010年日中青少年スポーツ指導者交流(派遣)の実施および日本団の編成について

事務局より資料に基づき、2010年日中青少年スポーツ指導者交流(派遣)について、10月中の10日間、団長・総務各1名、指導者8名の計10名を中国に派遣する旨説明。

また、本委員会にて承認後、各都道府県に対し指導者の募集を行い、書類による第1次選考を行い、派遣内定者を対象に第2次選考として来たる9月4日～5日に事前研修会を開催し、その後派遣者が正式決定される旨説明。

以上、事業の実施について諮り、これを承認。

なお、派遣日程、団長・総務の人選ならびに派遣指導者の選考および手順等について、坂本本部長と佐藤活動開発部会長に一任された。

4. 平成23年度事業計画および要望予算の編成について

事務局より、平成23年度事業計画および要望予算の編成については、従来同様、

各専門部会の要望等を取りまとめた後に全体的な調整を行う手順を進めたい旨説明。
については、最終的な事業計画と要望予算の取りまとめを坂本本部長に一任願いたい旨を諮り、これを承認。

5．スポーツ少年団規程等の変更手続きについて

事務局より資料に基づき、スポーツ少年団規程等とその変更手続きについて説明。改訂の議決機関が明記されていなかった「日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準」、「日本スポーツ少年団指導者制度」ならびに「日本スポーツ少年団リーダー制度」については、これまで常任委員会において改訂の承認を行っていた経緯を踏まえ、改訂の議決機関をいずれも常任委員会としたい旨を諮り、これを承認。

吉長委員より、規程上に明文化するのか質問があり、次回常任委員会において明文化した内容を示す旨回答。

6．平成 21 年度日本スポーツ少年団ブロック会議等における意見・要望について

事務局より資料に基づき、平成 21 年度日本スポーツ少年団ブロック会議等における意見・要望への対応案を説明。

また、「全国スポーツ少年団バレーボール交流大会出場条件としての日本小学生バレーボール連盟指導者研修会受講の必要性」について、山崎委員より、研修会を設けた背景とその意義を説明、併せて、来年度からは同大会に出場する指導者のうち（財）日本体育協会公認スポーツ指導者資格保有者については、研修会の受講がなくても参加できる旨説明。

各委員からの意見は次のとおり。

- ・公認スポーツ指導者資格であればどの資格でも構わないのか（吉長委員）
（山崎委員より、バレーボールの「指導員」「上級指導員」「コーチ」「上級コーチ」になると考えるが、よく確認を行った上で周知したい旨回答。）
- ・バレーボールの参加資格等については、常任委員会だけでなく活動開発部会においても検討した方がよい。（住谷副本部長）
- ・研修会の意義を踏まえ、参加条件の変更があっても受講した方がいいと考えるが日本小学生バレーボール連盟に加盟していないと研修会の案内が来ないため、研修会のスケジュールが把握できない。（岡村委員）
（事務局より、日本小学生バレーボール連盟へ研修会の日程について確認し、各都道府県宛周知する旨回答。）
- ・団員登録年齢の引下げの検討機関を常任委員会としてはどうか、また、副本部長の選定は常任委員会にて内規を策定してはどうか。（野田委員）
- ・ブロック会議の意見・要望への対応案と併せ、結論を出すまでのタイムスケジュールを示してほしい。（武田委員）
- ・委員総会において出された「委員総会後の情報交換会の実施」について、各都道府県における様々な取り組みの事例発表の場としてはどうかとの意見があった。（霜觸・武田各委員）

(事務局より、常任委員会での意見を踏まえ、委員総会後の情報交換会の実施について検討する旨回答。)

各委員からの意見については今後検討することとした上で、ブロック会議等における意見・要望への対応案について諮り、これを承認。

7. 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会からの具申について

野田委員より資料に基づき、日本スポーツ少年団指導者協議会より具申された「認定員資格取得促進方策の推進」の内容について説明。

本件については、平成18年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会において審議された結果、実施に至らなかったが、各ブロック・都道府県における取り組みや促進方策を取り巻く環境が前向きなものとなってきたことから、改めて『1.日本スポーツ少年団登録規程施行基準細則を改め、団登録の条件として「有資格指導者が複数いることを原則とする」』、『2.日本スポーツ少年団顕彰・指導者表彰の条件に有資格者(認定員または認定育成員)であること』、『3.全国スポーツ少年団競技別交流大会に参加する指導者は「有資格指導者(認定員または認定育成員)であること』とする』の3点についての具申となったこと、また、各項目の具体的事由について説明。

以上については、第9次育成計画の策定に合わせ、各専門部会において協議の上、改めて常任委員会にて諮ることとした。

8. その他

吉長委員より、日本スポーツ少年団の事業において参加料を徴収するものとしなないものがあるが、どのような事由があるのか質問があった。

事務局より、7年前のパレーボール交流大会事業立ち上げの際に各競技別交流大会においては旅費補助を無くす代わりに参加料を徴収しないこととし、全国スポーツ少年大会は引き続き旅費を補助する代わりに参加料を徴収している旨回答。

吉長委員より、各事業の旅費補助・参加料徴収を統一できないか質問があった。

藤沼委員より、旅費・参加料の議論については、事務担当者会議等において意見を聴取してはどうかとの意見があった。

以上協議し、16時15分閉会。